

広島県告示第四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定によつて、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和四年六月二日

広島県知事 湯崎英彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
平成三年三月十六日付農林水産省告示第三百三十一号（一に係るものに限る。）

二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
変更しない。
- 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）